第3回地方分権懇話会議事録

日 時 平成18年10月17日(水)15:00~16:30

場 所 広島大学東千田キャンパス大講義室

1. 開会

(司会)ただ今から平成18年度第3回地方分権懇話会を開会します。私,本日の進行役を務めさせていただきます,広島県政策企画部分権改革担当企画監の荒木と申します。どうかよろしくお願いします。まず,開会に際しまして,主催者として,津浦広島県政策企画部企画調整局長よりご挨拶を申し上げます。

2. 主催者挨拶

(県企画調整局長)本日は,多数御参加いただき,ありがとうございます。

この懇話会は,国における道州制や地方分権改革の動きに直接関わっておられる方々と意見 交換の場を持ち,地方分権の理念に沿った道州制導入への気運醸成を図るために開催しており, 本日はその3回目となります。

御案内のように,先月発足した安倍新内閣では,新たに道州制担当大臣を置き,3年を目途に道州制ビジョンを策定することとされたほか,今臨時国会に提出される予定の「地方分権改革推進法案」にも都道府県の区域を超える広域自治体のあり方について検討するということが盛り込まれる予定とお聞きしておりまして,道州制や国と地方の役割分担のあり方等についての議論は,今後一層加速していくことが見込まれます。

こうした中,本日,田中参事官に,大変お忙しい中おいでいただき,ありがとうございました。田中参事官には,今臨時国会での成立が大変注目されている「道州制特区法案」を中心にお話をいただくことをお願いいたしております。道州制を巡る今後の動きについても,大変気になるところです。

本日お集まりの皆様方におかれましては,この懇話会が,今後の広域自治体のあり方や地方分権問題を,より身近なものとしてお考えいただく契機となり,引いては,道州制推進の気運 醸成につながるよう祈念しまして,私の開会のあいさつといたします。

- (司会)続きまして,同じく本日の懇話会の共催をお願いしております「広島大学道州制研究会」 の広島大学地域経済システム研究センター長でいらっしゃいます伊藤敏安教授に開会のご挨拶 をお願いいたします。
- (広島大学 伊藤教授)本日は3回目の地方分権懇話会・道州制研究会に当たります。この会合は,地方分権とともに道州制が一つの重要なテーマになっております。道州制というのは普通に考えると,「カエサルのものはカエサルに」といいますか,基礎自治体が基本的な行政サービスを執り行う。国は純粋公共財,いわば国にしかできないものを取り扱う。となると国には狭すぎ

るけれども,基礎自治体には広すぎることを扱うのが道州制だということになります。わりと 明確に整理できるだろうと思います。

ところが,つい2~3週間前のことですが,ある会議で国の地方機関の長の方とご一緒する機会がありました。会議が終わった後,その長の方と私ともう一人,中国地方のある県のNPOのリーダーの方の3人で立ち話をしました。その70歳前後のNPO関係の方は,地方議会の経験もある方なのですが,何かのついでに「道州制になると,道州政府というのは大きな規模になるのでしょうか」という趣旨の質問をされました。これに対して地方支局長は,「国の機関だから、ある程度の規模は必要です」という回答をされたのです。「国の機関だから」は「政府の機関だから」の聞き違いであったかもしれません。すぐに別の会議場所に移動したため,立ち話のまま終わってしまいました。確認することはできませんでした。

このご発言については、地方の側からすると少し釈然としないものがあります。ちょうど1年前くらい前まで自民党の議員連盟の調査会では、政府機関としての道州制のことが議論されたこともあります。しかし、今年2月の第28次地方制度調査会答申により、道州は地方の機関であることが明確に位置付けられたと思います。にもかかわらず国の省庁の方々にしてみれば、まだ別の思いもあるのでしょうか。

今日は田中参事官がおみえです。田中参事官は、省庁の体現者である同時に、地方とのやり とりの窓口を務めておられます。本日のご講演では、そのあたりのご苦労もお聞きすることが できるのではないかと期待しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(司会)どうも,ありがとうございました。ここで,皆様のお手元には,田中参事官の講演資料の他,広島県が作成しました道州制パンフレットをお配りしていますので参考にしていただければと思います。

続いて、これから田中参事官にお話をお願いしたいと思いますが、その前に、田中参事官のプロフィールを簡単にご紹介します。田中参事官は、旧大蔵省、現在の財務省へ入省後、足利税務署長、大蔵省主計局主計官補佐、在中国大使館参事官、財務省主計局主計官、信州大学経済学部教授など、多彩な要職を歴任され、現在は、内閣府「道州制特区」推進担当室参事官として、現在、臨時国会で審議中の道州制特区推進法案の直接の責任者として、日夜精力的にご活躍されておられます。それでは、田中参事官、よろしくお願いします。

3.講演

「道州制特区の推進について ~道州制特区に係るこれまでの動きと今後の取組について~」

内閣府「道州制特区」推進担当室参事官 田中 修 氏

ただ今,ご紹介いただきました内閣府「道州制特区」推進担当室参事官の田中でございます。本日は,このような,大変重要な懇話会にお招きいただきまして,誠にありがとうございます。私の方からは,現在政府が進めております道州制特区推進法案につきまして,その成立に至るまでの経緯,それから現在の状況等をご説明したいと思っています。お手元の方に資料をお配りしていますけれど,この資料の順番に沿って説明をしたいと思います。

まずは、資料1をご覧ください。道州制特区とは何かというところでございます。現在、道州 制そのものについては,何かということについては明確な定義はございません。地方制度調査会 の答申等はございますが,政府として,何が道州制なのかということについては,統一的な見解 がないという状況です。その中で,道州制特区を先行させるということになるわけですが,道州 制特区とは何かというのが,資料1の一番上のところに書いてあります。つまり,道州制特区は, 地方分権のモデル的な取組である。現行の都道府県制を前提とするものとする。道州制について は,全体の枠組みがまだ決っておりませんので,前提は現行の都道府県制度ということになりま す。その中で,広域性のメリットを活かした権限委譲等を実施することによって,道州制ではな いにしろ、地方分権を進めることによって、こういう成果が上がるということを国民の方々に実 感していただいて、それによって、今後、本格化します道州制に関する議論が深まる効果を期待 するものであります。この,道州制特区のもともとの端緒は平成15年12月までさかのぼるわ けです。当時,小泉前総理と武部前自民党幹事長は,どこかで大胆な道州制,あるいは地方分権 の取組をすべきではないかということを検討されていました。特に,道州制の問題では,区割り の問題,今回,地方制度調査会でも3つの例が示されましたけれど,今後問題になる一つの論点 として,どう区割りをするかということがあるわけですが,少なくとも北海道につきましては, 北海道単独で1つの道州政府を構成することは,ほぼ論者の中でも一致しているところです。そ こで,今後道州制を議論していく中で,まず北海道という,将来も道州政府として単体で存在す る可能性が極めて高い、ほぼ確実である北海道で、まず、大胆な道州制に向けた実験をしてはど うかということで,当時の小泉総理,武部幹事長,北海道の高橋はるみ知事がいろいろとご相談 されまして,経済財政諮問会議で高橋知事から案を紹介されたわけです。15年の12月の段階 では、極めてまだ初歩的な案でしたけど、16年5月になりますと、かなり具体的な、北海道と しての道州制ビジョンというものを高橋知事がご説明されました。これはかなり大掛かりなもの でありまして,最終的には,北海道におけるほとんどの国の出先機関を北海道庁と統合してしま う。これは10年ぐらいのスケジュールでやる,というかなり大規模なものでありました。とは いえ,当面,何をやらなければいけないのかということがありますので,当面やることとして, もう一度,具体的な提案を北海道の知事にお願いし,それが8月の段階で再提案ということで, 知事の方からご提案をいただいているわけです。

その時の,提案の内容も資料につけてありますが,資料4をご覧いただきますと,知事の提案 は2つに分かれていまして,権限等の委譲と道と国とが協力して,一緒になってやっていきまし ょうという協力の推進の2つのご提案でありました。権限委譲につきましては,13項目,連携 共同事業,即ち国と北海道が一緒にやっていきましょうというものは,当初,20の提案でござ いました。当初の20は,1番から20番までが元々の道庁の提案で,21番目は追加的に出さ れたものでございます。この13項目,プラス,当初20項目,合計33項目につきまして,ど ういうふうに検討して取り組んでいくかということで,議論が始まったわけです。国としまして も,その中で,議論するような組織をつくらなければいけないということで,17年4月には, 内閣府に道州制特区推進担当室を設置しました。ここで、先ほどの提案を各省と議論していくと いうことにしたわけです。そして,関係省庁との連絡会議,これは局長クラスの会議でありまし て、ヘッドは内閣官房の官房副長官補にお願いしています。それから幹事会、これは課長クラス の会議ですが、こういうのも開催しまして、北海道からのご提案について、どういうふうに取り 組んでいくかという議論をしました。その後も、幹事会が繰り返し開催されています。他方、こ のような動きの中で、自民党の中でも、道州制調査会という調査会がございまして、今は会長が 杉浦正健会長に代わりましたけれど,当時は,道州制本体の会長は,伊吹文明会長がやっておら れました。道州制全体の議論と,北海道からご提案のあった議論については,土俵を分けて議論 しないといけないだろうということで、道州制本体の方につきましては伊吹会長の方で、北海道 からのご提案については,党の道州制調査会の下に小委員会を作り,そこで議論していこうとい うことになりました。こうして北海道道州制小委員会が設置されまして,最初は二階俊博小委員 長が就任されたわけです。このようにして,政府のベースでも,党のベースでも,北海道からご 提案いただきました13項目,20項目につきまして,議論が進んでいったわけです。その過程 では,私ども内閣府は大前提として,北海道のご提案はできるだけ推進するということがありま すので、各省ともかなり折衝しましたけれど、当初は、各省からの回答は、ほとんどゼロに近い 状況でありました。連携共同事業につきましては,これは前向きにどんどんやっていきましょう ということで,概ね各省の了解が得られたわけでありますけれど,13項目の権限委譲について は,基本的にNOということでありました。この1番から13番までありますが,10番につき ましては,これは法改正ですぐに手当されましたけれど,残る12項目については,基本的にで きないということでした。党でも関係省の局長を呼んでかなり厳しいヒアリングをやりました。 それでも各省局長クラスからは,こういうことは,全国一律で行政サービスを行う必要があるの で、北海道に委譲することはできないというような回答があったわけです。小委員会でも激しい やり取りがありましたし,内閣府と各省の間でも激しいやり取りがありましたけれど,その後, 衆議院が解散になりましたので ,その後 ,しばらく党での議論は中休みという状態になりました。

一方で、この13項目の提案だけではなく、さらに北海道において、道州制特区による地方分権を推進していくための法的な枠組みはできないだろうかという議論が出てきました。北海道知事あるいは武部幹事長なり、いろいろな方が、13項目すらなかなか委譲が進まないのは、やはり進めていこうという枠組み法のようなものがないからではないかということで、立法によりその枠組みをつくることによって、大きな権限委譲を進めていこうという議論が出てきたわけです。そして、10月28日に、北海道の道州制検討小委員会で中間報告の取りまとめがなされました。これは、二階小委員長の最後の小委員会です。この時に、道州制特区推進のための法律を国会に

提出することが決ったわけです。私どもの方も,立法という大きな流れが決まりましたので,法 案について,この時点から準備を進めていくこととなりました。

また自民党の公約としても,あるいは総理の施政方針演説などにも,どんどん道州制特区の推進ということが盛り込まれていったわけです。例えば,資料2をご覧いただきますと,ここに衆議院選挙の自民党政権公約2003年というのがありますが,この中でも,道州制導入の検討,北海道における道州制特区の先行展開ということが出されていますし,2004年の参院選におきましても,道州制導入の検討,北海道における道州制導入のた行展開が挙げられています。それから,先般の衆議院選挙におきましても,道州制導入の促進,その先行的な取組としての北海道道州制特区の推進というふうに,道州制特区が自民党の公約として打ち出されました。

政府の側は,資料3ですが,政府の方としましても,経済財政運営と構造改革に関する基本方針,これは「骨太の方針」といわれているものでして,毎年6月末,あるいは7月初めぐらいに閣議決定される政府の基本的な政策の方向を示したものですが,毎年,2004年,2005年と道州制特区について,記述がございます。今回の2006年については既に法案が国会に提出されて継続審議になっていますので,表現は,「道州制特区推進法案の成立を期す。」というふうになっています。総理の施政方針演説におきましても,これは,毎年,年始に行われる重要な演説でございますけれど,その中で「北海道が道州制の先行的な取組みになるよう支援します。」こういう形で,内閣としても道州制特区に取り組むことになっていたわけです。

先ほどの年表に戻っていただきますと、年表の中で2月5日、副大臣と北海道の知事が会談を 行いました。当時は櫻田義孝先生が副大臣でした。自民党の中には道州制推進議員連盟,これは 先ほどの道州制調査会とは異なる任意団体としての推進議員連盟がございまして,ここの推進議 員連盟の会長は杉浦正健先生,当時は法務大臣でありましたけれど,その幹事長に櫻田副大臣が なっていました。しかも櫻田副大臣は,道州制特区推進の担当副大臣でもあったわけで,そうい うお立場から北海道知事と会談しまして、さらに先ほどの13項目に加えて、もっと大胆な権限 **委譲を要請するべきではないかということを話されたわけです。その中で,知事からは,先ほど** の13項目に加えて,道路・河川についても追加的なご提案があったわけです。最初の13項目 については,非常に各省との折衝は難航したわけですが,その内容をご覧いただきますと,必ず しも大きな権限委譲というわけではありません。13項目自体は,それぞれ見ますと,比較的さ さやかな権限委譲といってもいいだろうと思いますが,こういうふうな13項目を知事が提案さ れたのも,中央官庁に配慮したからでした。北海道庁の中にも各中央官庁に対応する部局、例え ば国土交通省と対応する部局,あるいは厚生労働省に対応する部局があるわけですが,力関係で は,やはり中央官庁の方が強いわけですので,知事の方から大胆に中央官庁からこういうものを むしり取るというような提案をあまりしてしまうと,中央官庁と道庁内関係部局のこれまでの関 係がぎくしゃくするという遠慮があったかと思います。そういうこともあり13項目という少し 小出しのところから始まったという経緯があります。我々としてはもっと大胆な提案をしていく べきだと,そうしないとなかなか道州制特区の議論が進まないと申し上げてきたわけですが,2 月5日の時点で,知事が決断され、特に北海道における典型的な二重行政の問題である道路と河 川等について追加的提案が出されたわけです。ご承知の通り北海道では,広島県とは違いまして, 北海道開発局という国の巨大な出先機関が存在するわけです。そこでは,例えば開発局は,3桁 国道といった,本来であれば各県が自分でやっているようなものまで直轄工事でやっているわけ で,普通の県以上に国が道の仕事の部分に入り込んでいます。しかも,国のブロック機関も通常 は複数の県にまたがるというのが一般的であります。例えば,広島県を含む中国地方ですと中国 経済産業局といった,広範に複数の県にまたがって国の出先があるというのが一般的ですが,北 海道は1つの自治体に1つの国のブロックの出先が置かれているので,完全に範囲が重なってい るのです。つまり、国のブロック機関が本来置かれるのは、いろいろな理由があるにしても複数 の県にまたがるような広域的な行政は国でやらなければいけないのだと、そういう理屈で地方の 出先が生まれたわけですが,この理屈は北海道では成り立たないわけです。まさに北海道庁と国 の出先の管轄範囲が一致しているのです。しかも、北海道開発局のように、事務事業を普通の県 以上に国が出張ってやっているという状態です。これでは、完全な国と地方の二重行政になって しまうわけです。よく道民の方がおっしゃるのですが、北海道のあちらこちらに行くと、河川や 道路に道の建設事務所と北海道開発局の建設事務所が隣り合っている,見るからに非効率である。 なぜこれを一本化できないのか、という道民の声がよく聞かれるわけです。これは、小泉前総理 も大変に問題にされていて,北海道開発局の人数は6千人を超えるわけですが,外務省の全職員 より多いということをおっしゃって、国の基本的な活動をする外務省より、北海道一地域の国の 公共事業の出先機関が多いというのは,いかにもおかしいのではないか,もう少し,北海道にお ける国と地方の二重行政の解消を目指すべきではないかというご指摘がありました。そのシンボ ルとなる施設は,北海道内でネットワークとして自己完結している道路と河川です。この道路と 河川については,北海道庁から権限委譲を思い切って要請できないものかと我々は期待しており ました。しかし、北海道からすると長年の歴史があり、ずっと北海道開発庁ないし国土交通省北 海道局は,北海道にとって大変に怖い存在であり,お金をいただく大事な存在でもあります。そ こと正面を切って、北海道庁が渡り合うということは大変に勇気のいることであったのですが、 知事の方も大きな地方分権の流れの中で,道路,河川についても権限委譲ができないかというこ とをご提案されたわけでございます。

2月になりまして,先ほど申し上げたように10月の自民党の小委員会で法案を国会に提出す るという方針が定められていましたので,今度は遠藤武彦小委員長に代わりましたけれど,伊吹 調査会長・遠藤小委員長を中心に自民党での議論が再開しました。一方,副大臣会議という会議 が内閣に存在するのですが ,その副大臣会議の中でも道州制特区を議論していこうということで , 櫻田副大臣が音頭をとられまして,道州制特区の副大臣プロジェクトチームというのを結成して, 内閣と自民党で同時並行的に議論を進めていくという体制が整ったわけです。この副大臣会議に つきましては,2月9日に初会合がありまして,自民党の方は2月8日から議論がスタートした のです。このプロセスの中で、各省からは大変な抵抗がありました。この折衝は大変難航したわ けですが,最終的に4月12日に至りまして,かなり各省がそれぞれに権限委譲を行うという方 向で妥協して,4月12日に案がまとまったわけです。そして,案がまとまったところで,今度 は立法化しないといけませんので、連休をかけて法律化作業をしまして5月19日に国会に提出 という運びになりました。通常でありますと国会に対する法案の提出というのは,予算関連法案 でありますと2月頭,予算に関連がないものであれば3月の上旬ぐらいまでに提出するのが通常 でありますけれども,5月19日までかかったということは,それだけ関係省庁の激しい抵抗が あり,それを説得ないし,押さえるのに時間が費やされたということであります。その後,6月 14日に衆議院内閣委員会で法案の提案理由説明が行われました。このときの国会は延長しない

という総理の強いご方針でありましたので,多くの法案とともにこの法案も継続審議となったところです。ただし,7月の「骨太の方針2006」では,次回の国会での成立を期すということでの決定をされました。そして今回の安倍新内閣によって,道州制の担当大臣が置かれるということになりまして,佐田大臣が道州制特区法案についてもご担当になるということで,まず,道州制の議論を進めるにあたっても,この法案の成立が最優先になるということで現在,衆議院の内閣委員会での早期審議をお願いしているところであります。

資料4に戻っていただきますと,そういうふうな議論の中で,13項目がどうなっていったか ということでありますが,13項目の中で最初の理容師,美容師,調理師の中では,調理師養成 施設の指定及び監督に関する機能を譲ってもいいということで今回の法案に盛り込まれています。 2番目のHACCP(ハサップ),これはわかりにくいですが,乳製品とか肉製品をつくっていく 時に、こういう手順でつくれば安全だという工程を認定する仕事を大臣がやるのか、知事がやる のかという話なのですが、これは北海道側には認定事務を移してもらいたいというご希望があり ましたが,北海道の乳製品の業界あるいは肉製品の業界は,知事に移されては困る,むしろ,安 全性というのは全国的なものだし、輸出もしなければならないので、厚生労働大臣の認定でない と売れないし,輸出した時にも心配であるということで,業界の方が委譲反対ということで,業 界と北海道の意見の一致が得られなかったために見送りという形になったものです。 3 番目は , 厚生労働省が権限委譲をするということでございました。4番目は、過疎地のNPOが、離れて いる方々のためにガソリン代程度で輸送事業をしたいという時のための許可は,別に国交省がや らなくても,北海道知事がやればいいではないかということだったのですが,これは,国交省が 今回法律を改正いたしまして,登録でいいという形で,国交省自身が,今回の北海道の要望を受 けて大幅に規制緩和をいたしました。今回,法案には盛り込まれていませんが,別途,国交省が 出した法案の方で,許認可は必要ない登録制に変更ということになっています。5番目は都市計 画ですが、これもいろいろな大臣の同意がわずらわしいというのが、北海道の側からあったので すが,これについては,法律ではなく告示の改正でできるだけ簡素化しようということで進めよ うという方向です。6番目は,危険猟法,いろいろな薬品とか,ダイナマイトを使った危険猟法 の中で,麻酔薬の使用による猟法の許可を北海道に移して欲しいという要望があったのですが, これは移すということになっています。 7 番 , 8 番は同じような話なのですが , 国が直轄でやっ ている治山事業,砂防事業を北海道の方に移して欲しいという話があったのですが,これも移す ことになっています。治山事業については、基本的には全部移す。砂防事業についても、国がや らないと技術的に難しい部分を除いて,北海道に移すということになりました。9番の商工会議 所法に係る定款変更等に関する権限についても経済産業省から北海道に移すという話になりまし たので法案の中に盛り込まれています。10番は別法で処置済みです。11番は市街地活性化の 問題なのですが,これは,別途経済産業省が法律を出しておりますので,今回の法案からは除い ています。12番の自立就業支援助成金など雇用保険関係の3事業の助成金を移してくれという 話がございました。これは,自民党でも副大臣会議でも大変に問題になりました。というのも, 雇用保険の事業の資金というのは,事業者が払う保険料から構成されているわけですけれど,北 海道の場合には経済が弱いために、本土の青森以南の事業者ががんばって払った保険料が相当に 北海道につぎ込まれているのです。これを北海道の好きに使わせてくれるという話になりますと, これは青森県以南の事業者たちは自分たちのために保険料を払っていますので、納得が得られる

だろうか。もし,自分のところで好きに使わせてくれということであれば,北海道だけを別にして,新たな雇用保険制度というのを構築すべきではないかという議論になりました。そうしますと,北海道の経済力からすると,保険料を倍にしないと今の水準を維持できないという難しい問題があるということで,もう少し検討する必要があるということです。13番目は,経由事務の話で,これについては,もう一度事実上お互いにきちんと話し合って対応できる問題であろうということで,いわば事務上の対応ということでいきたい。そういうことで最初は,13項目の中で1項目だけが,やるということで,後は全部だめということだったのですが,1年あまりに及ぶ各省との折衝,あるいは自民党・公明党の中での議論を通じて,各省がそれなりに妥協案を出してきて,全部とは言わなくても,相当部分について権限委譲を行うという形で決着を見たわけです。

資料4の2枚目の方は、これは、1番から20番まで、それなりにきちっとやっている形になっていて、現在札幌におきまして、国の出先機関と北海道庁が協議・協力し、1番から20番の連携共同の進め方について工程表をつくって、それぞれに進めています。当初の要望から新たに21番というのが加わっていますが、この21番は自民党道州制調査会の北海道小委員会の議論の中で追加されたものです。北海道は、最近、観光ブームが起こり始めていますが、そのほとんどは、香港とか台湾とかそういうところからチャーター便で北海道に団体さんが来られる。これは、千歳空港ですと対応は簡単なのですが、その他の地方空港に来た場合、このCIQというのは、税関・入国管理・検疫という意味なのですが、この中でも特にCの税関とQの検疫は怪しいものだけを押さえればいいので問題はないのですが、Iというのは入国管理です。旅行客が海外から来た場合には、やはり一人ひとりきちんと見なければいけないので、そのために非常に入国手続きに時間がかかるのです。それが北海道の観光振興の障害になるという議論がありました。これは、現在、北海道庁の職員を応援に行かせる、一方で、入国管理の北海道担当を増員するといった形でいろいろと体制が今組まれつつあります。

以上経緯を説明いたしましたが、これを,具体的に法案化したものが,今回の法律であります。この法律につきましては,まず,資料5をご覧ください。この法律は,「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」という名前になっております。趣旨ですが,将来の道州制導入の検討に資するため,やはり北海道における先行的な道州制に向けた分権を行うことによって,これから本格化する将来の道州制導入の検討に資する。そして,特定広域団体の区域を道州制特別区域として設定するというふうになっています。これはわかりにくいので,資料8をご覧ください。

資料8の最初のページの1,目的の下に注1というのがあって,道州制特別区域とは何かということが説明されているのですが,これが道州制特別区域の定義になります。まず「現行の都道府県制を前提に」,これは,先ほどご説明したとおりなのですが,対象となる地域は,まず「北海道地方」,「又は,自然,経済,社会,文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方」というのが概念です。非常に,ブロック的なつながりの大きい広域圏をイメージしています。それは括弧書きにありますように,「3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る」ということで,隣接する2県だけでは十分でない,3県以上の都道府県の区域を含むものに限るということにしています。そういう区域の全部を含む都府県ということで,これは合併を意味しているわけです。都道府県制度でも合併が可能ですので,例えば四国の4県が合併

して、四国県というものが誕生すると、3以上の県を行政区域にしたような新しい県ですので、こういうものが対象となりうることになります。北海道以外にどういう区域が道州制特別区域になりうるかは、まだ北海道以外の合併構想は具体化していませんので、当面どういうものを広域団体にするかということは、政令で指定することにしています。現在特定広域団体になるのは北海道だけですが、将来はもし仮に四国県、九州県というものが誕生すれば、政令で指定される可能性があるわけです。

なぜ3以上かということですが,これはもともとの,法律の大きな目的というのは,国と地方の二重行政を解消して,できるだけ行政をスリム化していくということが大きな目的となっています。先ほども申し上げたように北海道は一つの広大な地域であり,国の出先機関が集中していまして,北海道開発局という巨大な国の出先がある。これは,典型的な二重行政ということで,これをできるだけ解消していこうというのが今回の大きな法律の目的でございますが,同じようなことは,国のブロック機関が置かれているような他の地域でも起こりうるわけです。国のブロック機関で,最も狭い範囲で置かれているところはどこかというと北陸地方で,北陸地方は3県を範囲にしています。例えば,その3県が合併して北陸県ができてしまった場合は,国の出先の権限を大幅に委譲してしまうことが可能になります。現状の国の最小ブロック機関が3県ですので,法律は3県以上ということにしています。ただ,四国において,高知県だけが逆らって,他の3県が高知県を無視して合併し北四国県になった場合に,これをどうするかというのは問題です。四国というのは,一つの大きなブロックで,ブロック機関も四国4県で置かれていますので,残り3県だけでいびつな形で合併した場合に,そこを政令で指定するべきかどうかというのは,今後議論しなければならないところでございます。四国4県が合併すれば問題はないだろうと思いますけど,そういう問題は残ります。

資料5に戻っていただきまして,簡単に要旨の方から説明申し上げたいと思います。政府は, 広域行政の推進に関する基本的な方針である道州制特別区域基本方針を閣議決定いたします。そ の基本方針は、どういうものをいつまでに北海道に移していくか、その権限委譲のメニューリス トをきちんと国の方で決めて,閣議決定する。閣議決定したら,必ず執行しなければいけません ので,各省もきちんと期限までに北海道にその権限を移していくことになります。しかし,先ほ ど申し上げましたように13項目,それに道路・河川が加わったわけですが,これらはまだまだ 北海道に残る国の出先の様々な権限に比べれば小さい権限です。したがって,もっとどんどんと 国の権限を移してもらう必要がある。従いまして、この最初のメニューリストの基本方針で満足 するのではなく,どんどんと北海道の方から追加提案をしてもらうということで,第二として基 本方針の変更を,総理大臣に対して提案できるということを規定しています。当面は,北海道で すので,北海道の方から,「今の権限委譲では足りない,もっとここもくれ」というのがあれば, どんどん北海道の方から提案していただきたいと思います。3番目に,そういうふうにしてメニ ューリストがどんどん変わっていくわけですが、そうしますと、それをどういうふうに北海道と して実施していくのかということを道民に明らかにしなければいけませんので,具体的な実施計 画 ,これを道州制特別区域計画と呼んでいますけれど ,これを北海道の方でつくっていただいて , これを公告していただく。そうすると法の特例措置が発動し、あるいは必要な財源措置がとられ るという形で,権限委譲がその時点で完成するわけです。

現在,法律に書かれています項目は,1番から8番です。先ほど申し上げました13項目あり

ますけれども,他の法律で手当してしまったものとか,あるいは法律でなく告示でできるものも ありますので,ここでは8項目が規定されており,うち1番から4番までが許認可関係のもので す。5番から8番は公共事業になります。7番,8番は先ほど申し上げたように,高橋知事が今 年の2月に追加的に道路と河川についても委譲して欲しいという話がありましたので,道路と河 川につきまして,開発道路と2級河川の事業を北海道に移すということになりました。当初は, 道路,河川について,もっと大掛かりに移すべきではないかという声もありました。例えば,3 桁国道がありますが,3桁国道は通常であれば,例えば広島県でありますと,これは当然県でや っております。ところが北海道では,北海道特例というのがありまして,通例では県がやるもの を国が直轄でやっている。北海道の地理や経済財政状況を配慮して、少し青森県以南よりもおま けして公共事業のかさ上げをしています。これを北海道に移すのであれば,北海道が自分でやる のだから特例措置はいらないだろうという議論もありました。しかし現在,北海道庁の財政とい うものはひっ迫しておりまして,あげる代わりに自分の資金で全部やれということでは,なかな か事業の継続が難しいということで、当面、北海道の実施能力、あるいは財政も考えまして、道 路は開発道路ということで限定しています。 3 桁国道もということになってしまいますと, 北海 道の全部の国道の75%を道庁に移してしまうことになりますので,それを移すとなるとなかな か道庁でも対応しきれないということで,当面対象を限定しています。 2 級河川も本来県がやる ものですけれど、北海道では国が直轄でやっている、これも北海道庁に現在の事業を委譲するこ とになっています。以上述べた8項目を法律の方に委譲対象として記載しています。

次に、北海道の方から追加提案があった場合にこれをどういう形で議論するのかという受け皿ですが、内閣総理大臣を本部長とする道州制特区推進本部を設置することとしております。この本部で北海道から出した提案につきまして、議論をいたしまして、受け入れるか受け入れないかということを決定します。この本部には提案者である北海道知事も出席いたしまして、なぜそれが必要なのかということを十分に議論に参加し、説明してもらうことにしております。もし、受け入れられれば基本方針を改定して必要があれば法的措置を行いますし、どうしてもこれは無理だという場合には、これは理由をきちんと国民の前に示す。省庁のエゴで受け入れられないというのではだめで、国民が納得できる理由をきちんと示してもらおうと考えています。実施して8年ぐらいしますと、移したことによるいろいろな評価がわかると思いますので、平成27年度に、状況を見て仕組みを見直していくことにしています。施行日ですけど、道州制特区推進本部はできるだけ早く動かし、基本方針を決定する必要があります。権限委譲については、早いもので来年の4月1日から北海道に移していくことを考えているところでございます。

法律が今後どういうふうに動いていくのかというのは資料6になります。資料6には,サイクル図がついておりますけれども,からまで順次ご覧いただきたいと思います。法律がスタートした次の段階ですけれど,北海道の方でご議論いただいて,メニューリストを変更してくれ,追加してくれという提案をでするわけですが,その時には,関係市町村の意見,あるいは道議会の議決を経て提案していただくことになっています。やはり,道庁だけでなくて,権限委譲があった場合には関係市町村に大きく影響することもありますし,道議会でも議論していただき,よくコンセンサスを得て要求をしていただく。提案をしていただくと,先ほどの総理大臣を本部長とします道州制特別区域推進本部の方で議論していくわけですが,その中で特定広域団体の知事,北海道知事も議論に参加していただき,そこで検討し,総合調整を行っていく。その結果,

メニューを追加しましょうということになれば基本方針の変更,あるいは法令を改正していくと いうことになります。そうしますと,今度は矢印がぐるんと北海道側の方にもどってまいりまし て,北海道の方はそれをどういうふうに実施していくかという計画を作成いたします。その時も, 関係市町村の意見を聞き,道議会の議決を経て,十分に道内でコンセンサスを得る。こういうふ うに委譲された権限について行使していきます、というような計画をつくっていただき、それを 公告します。そうしますと権限委譲の効果が発動し、交付金の交付も可能になるのです。このサ イクルにおいては、1順目もそうですが、それを実施していく中で、 でどこがいけないかとい うのを本部の方としても評価する。うまくいっていれば、それは結構ですし、そうでない時には 何がいけないのかを本部としても評価する。それから、北海道の側も当然のことながら自己評価 をしていって,委譲された権限がやってみるとうまくいかないというものがあった場合,それが 中途半端な権限委譲だったので、これをもう少し大幅に移せばうまくいくというのであれば、さ らに大胆な委譲の提案をしていただくという形で,どんどんと の評価を反映して,追加的な要 求をしていく。そうしますと,次のサイクルが動き出しますので,できるだけこのサイクルを何 回転もさせることにより、一番下にありますように、法施行時には権限委譲項目が必ずしも多く なくても,このサイクルをきちんと回していくということによって,だんだんと今過剰にある北 海道の国の出先の権限というものを道庁の方に移していくということが可能になるということで あります。

それから資料7をご覧いただきたいと思います。今回の取組にあたって,北海道に財政的な配 慮をしています。この図は,開発道路の改築事業を委譲する場合について書いてあるのですが, 開発道路とは何かと申しますと,本来は道道なのです。つまり県道と同じです。しかし自分でと てもできない,工事が難しかったり,予算がかかってできない場合に,北海道は国にお願いして, 直轄事業でやってもらうということがあります。これは、北海道以外にはありません。北海道特 例といわれているものの一つでして,これを今回,国が北海道に代わって改築してあげている道 道を北海道に施行主体を移すと決ったわけです。ただ現在ですと、国が直轄でやっておりまして、 国の負担は100分の80です。これを ,もし同じものを広島県でやるとどうなるかというのが , 一番下の図でありまして,広島県ですとまず広島県自身がやりますので,補助事業となり国の補 助は100分の50しかありません。考えようによって北海道の財政事情が非常に厳しい状況で あっても,北海道が自立するのであれば他県並みに頑張りなさいといって突き放すという考え方 があるのかもしれませんが,そうすると,北海道は今財政難で事業の続行が困難になる。他県並 みに突き放すのは、単なる嫌がらせでしかないということになってしまいますので、北海道の財 政力,経済力に応じた国としての助けが必要になります。そこで,委譲後従来の国負担分の10 0分の80については,交付金という形で面倒を見てあげましょう。ただ,実際に仕事をやるの は道庁ですよと。国の方は,交付金という形にしてできるだけ口をはさまないようにする,とい う仕組にする。公共事業を今回4つ移しますので,それぞれについて,従来国が負担していたも のは交付金としてお渡しして,できるだけ口を挟まないようにして,道庁の裁量の余地がある形 で運用していくということにしております。

それを,もう少し詳細にこの法律の仕組みを解説したのが,資料8になります。先ほど道州制 特別区域については説明しましたけれど,この法律の背景として,市町村合併を通じて市町村の 広域化,どの県でも非常に大きな市町村が誕生していますので,従来の県の意味合いというのが, 大きく変わってきています。経済社会生活も東京圏,大阪圏,名古屋圏といったのが典型でありますけれど広域に変わっています。それから,少子高齢化によって,だんだんと従来の行政区域では,若い人が減り納税額も減ってまいりますので,そういう狭い範囲ではなかなか公共サービスの財源の確保が難しくなるのです。そういう状況を背景に,広域にわたる行政というものがどんどんと重要性が増してくる,こういう状況認識が地方制度調査会の今回の答申にも反映されているわけです。そこでまず,道州制特区推進法を制定して,そこで権限委譲論議をやっていく。その中で,地方分権の推進と行政の効率化,つまり,地方分権を推進すると共に,権限委譲はしたけれど旧来の大きな国の出先機関が残っていたらしょうがないので,やはり,そこは国の出先と,北海道であれば北海道,北海道内の市町村,それぞれについて,行政の効率化を図っていただいて,総体として全体の政府の大きさというのが十分に効率化されるようにしていく,それによって,北海道地方,また将来加わるであろう広域的な地方の発展に寄与するとしています。

基本理念ですが、広域行政というのは、まず、地域の特性に配慮する、住民の福祉の向上、経済社会の発展に寄与すること、それから2番目ですけど、広域行政については、特定広域団体と適切な役割分担、密接な連携ということで、これはまさに道州制の先行的な分権ですので、従来の国と道にこだわらずに、思い切った役割の見直しをしていく。それから、連携共同を進めていく。北海道で以前、問題になったのは、雪が降ると道道の方の除雪と、国道の除雪がばらばらに行われているということがあったわけです。それも、これを連携していきましょうという話になっており、こうして行政の無駄をなくし効率化していく。そして、これはあくまでも北海道の自立ということなので、自主性、自立性が十分に発揮されるということを旨として行われなければならない。国の押し付けであってはならない。国が面倒くさいので、道にやらせようと押し付けるのでは、何にもならないので、あくまでも北海道の自主性というものを尊重するということです。

それから,国及び特定広域団体の努力義務として,広域行政を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。さらに,国及び特定広域団体は,広域行政の推進につき,相互に協力するとともに,それらの行政を効率化するように努めなければならない。現在は,北海道開発局については,大幅な人件費改革が進められています。小泉政権がとられた一連の改革の中で総人件費改革というのがありますけれども,これは公務員の人件費の無駄をなくすということです。その大きな柱として,北海道開発局の人員を削減するというのがありますが,それも権限委譲の流れの中で進めていくということです。それから,広島県も今大変ご努力しておられると聞いておりますけれど,道庁自身も財政が大変厳しくなっておりますので,大幅な人員の合理化をされると聞いています。そういうこともやっていただく必要がありますし,それから,北海道内の市町村に譲れる権限はどんどん譲っていくということで,現在北海道の方でも事務権限のうち200ぐらい道内の市町村に委譲できないか検討されていると聞いています。単に国と道の関係だけでなく,道自身のスリム化,あるいは道から市町村への道内分権の推進も併せて行うことによって,北海道の事務行政をもっと効率的に推進していくということであります。

そして,道州制特区基本方針,先ほど申し上げたメニューリストですが,政府は道州制特別区域基本方針を定めなければならない。基本方針については,広域行政の意義・目標に関する事項, 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置,これがまさにメニューでして,何を委譲するのか, いつまでに委譲するのかという計画期間等を定めるものとする。当面,特定広域団体は北海道で すので,北海道の実情に即した形で基本方針が定められることになります。

特定広域団体の提案,これは北海道からの再提案ということになるのですが,北海道は関係市町村の意見を聴いた上で,議会の議決を経て,内閣総理大臣に対し基本方針の変更,つまりメニューの変更,追加的な提案をすることができる。総理は,それを受けると推進本部で議論をする。ここには北海道知事も参加します。その議論を踏まえて,こうした変更をする必要があると認められた場合は,本部が作成された変更案について,閣議決定を行うということになります。もし,しない場合もきちんと説明して議論をきちんと公開していくことにするということです。

そして,道州制特別区域計画は,北海道側が実施する計画ですが,これは基本方針に基づいて, 北海道では関係市町村の意見を聴き,議会の議決を経て作成し公告する。この公告によって公に なりますので,この時点で権限委譲が行われる。国は,特定広域団体に対して,必要な助言を行 う。そして,具体的な委譲項目は,調理師養成施設の指定と,国の指定医療機関に関する指定, 麻酔薬による鳥獣の捕獲許可,商工会議所,直轄治山事業,直轄砂防事業、開発道路、2級河川 です。 から は,北海道のみへの委譲になっていますが,これは,現在やっている具体的な事 業を移しますので,これを北海道の道に委譲するとしています。1番から4番までは特に北海道 という限定はありません。広域団体に指定されたものについてはすべて移すものです。

次のページが交付金です。先ほど申しましたように、北海道には北海道特例があります。他では県でやっているものを、直轄事業でやっていて、なおかつ直轄事業の国費の比率が高いということですけれど、これを地方の基準に戻すということではなく、もし国がやったのだったら、ここまで国が金を出したであろうという額をきちんと交付金として出して、事業の継続を確保するということを規定しています。

次が,道州制特別区域推進本部でありまして,ここでは,内閣総理大臣を本部長とし、全国務 大臣をメンバーとする道州制特別区域推進本部を置く。副本部長には佐田道州制担当大臣,おそらく官房長官も副本部長に就任されるのではないかと思います。そういう体制の中で方針の案の 作成とか,企画・立案・総合調整を行うことにしています。

そして,その他として附則第3条,これは見直しのことでありますが,平成27年度,それぞ れの から までの具体的な委譲については,委譲期間が違います。 と書いてありますのは, 前のページをめくっていただきますと,公共事業の開発道路,2級河川ですが,国がやっている 部分がある程度終わらないと委譲が円滑にいかないということで3年で委譲することを考えてい ますが,その5年後即ち計8年後の平成27年度において,この法律の体系の見直しを行う。そ の時には,広域行政の推進に関して北海道はどういうふうに行政の効率化を進めているか,法律 の執行がうまくいっているかどうか,経済社会情勢がどういうふうに変化しているか,交付金に ついてどうすべきかということについて,議論をしてまいりまして,必要に応じて法律全体の見 直しを行うとなっています。施行期日としては,6月を越えない範囲で政令を定めるとしており ますが、今、臨時国会でやっていますので、今国会で成立しましたら早くこの法律を施行する。 と申しますのも,権限委譲をする前に,道州制特区推進本部を立ちあげなければいけません。そ こで基本方針を作成し閣議決定して,この閣議決定に基づいて北海道側が実施計画をつくり公告 をする。それによって権限委譲が進みますので、特に許認可については、来年の4月1日から北 海道に移してしまうつもりでおりますので,そういうことで言いますと本部の立ち上げ,基本方 針作成,北海道の計画策定を3月末までに円滑に進めなければならない,そういう意味でも,臨 時国会でこの法律が成立しませんと,スケジュールがタイトになってしまうことになります。北海道側も準備が必要ですので,そういう意味でも臨時国会の成立を目指しています。そして,からの中で,からの許認可の4項目につきましては,委譲を19年4月1日に行う。それからの開発道路,2級河川,直轄砂防については3年の準備期間を経て平成22年度以降に移していく。公共事業については,事業を移した時点で円滑にいくように交付金を交付するという形で法体系をつくっています。

現在の法律の状況ですが,先ほど申しましたが,衆議院の内閣委員会で提案理由説明はしまし たが、まだ法案審議には至っていません。これから内閣委員会の所信表明・質議が行われて、そ の後に内閣委員会で政府提出法案はこれ一つですので,道州制特区法案をご審議いただくという ふうに考えています。これが成立しましたら,至急に関係の政令を定めて,まず北海道を特定広 域団体に指定しなければなりません。次に,道州制特別区域推進本部を立ち上げ,北海道にも計 画を作成していただく。4月から本格的な権限委譲をスタートさせるというふうに考えています。 現在道州制について3年以内にビジョンをつくっていくことが,現在の内閣の公約であります ので,今,内閣官房の中で佐田大臣をサポートして,道州制そのものの検討を推進する組織体制 をつくりつつあります。その先駆けとなるのがこの道州制特区法案でありまして,まずは,道州 制特区法案を成立させることでありますけれど,その次に今度は,道州制のビジョンづくりとい うのを3年かけてやることになっています。この際に、道州制特区法案の成果,北海道にどんど ん権限を移していくわけですけれども、これが円滑に進んでいるか、進める際に何がネックなの か、何を追加的に権限委譲していなかければいけないのかということについて、まず北海道の経 験をどんどん取り入れていく。同時に今,地方制度調査会の答申が出ているわけですが,総務省 を中心に道州制についてタウンミーティングが3回ぐらい行われているのですが,これをさらに 進めて,道州制問題に対する国民的な議論を喚起していこうと考えています。まずは法案が成立 するのは最優先課題ですが、これが終わった後では、道州制の中身というものもまだまだ詰めな ければいけないところが山のようにありますので、そういうことについて議論を深めていくと。 どういう体制で進めていくかということについては、現在、細部について検討中です。自民党の 方でも,新たな道州制調査会が先週発足しました。これは,伊吹文明会長がずっとやっておられ ましたが、伊吹会長が入閣し、文部科学大臣になられましたので、道州制推進議員連盟の会長を されておられました杉浦正健前法務大臣が道州制調査会の会長に就任され,これまで道州制特区 担当の副大臣として,この法案を進めて来られました櫻田義孝前内閣府副大臣が道州制調査会の 会長代理として新しく就任されました。この杉浦会長と櫻田会長代理で新たな道州制そのものの 議論を,道州制調査会の方でもされるということで,党の方の動きともタイアップして政府の方 でも道州制の議論,あるいは道州制特別区域の円滑な推進ということを議論していくことになっ ています。私の方からは,道州制特別区域,あるいは道州制の議論については以上でございます。 ご静聴どうもありがとうございました。

(司会)田中参事官,大変興味深いお話を誠にありがとうございました。それでは,せっかくの機会でございますので,ここで会場の方々からご質問をお受けしたいと思います。予めお断りしておきますが,16時30分にはこの懇話会を終了したいと思いますので,お名前と所属なり

ご住所をまず,名乗られてご質問をよろしくお願いします。それではどなたか,ご質問ございませんでしょうか。

幕間を利用して,田中参事官,今,道州制特区法案に8項目,先ほどご説明いただいたようにあるのですが,これを今後追加するということについては,法案には,その手続きなり制度は盛り込まれているのですが,北海道として具体に準備をしておられる,あるいは内閣府として念頭におかれているような項目はあるのでしょうか。

(田中参事官)それにつきましては,大変,北海道知事の方も張り切っておられ,推進体制を道庁内にも立ち上げておられて,新しい追加提案については,道庁内で議論を本格化させています。そういう意味では,非常に良い提案があったらと思いますし,私どもの方は,具体的なものを道庁に押し付けるのは自主性という立場からよろしくありませんので,そこは北海道としてできるだけ大きなもの,場合によっては各省庁がぎゃっというものでも構わないと思っておりますので,そういうものをどんどん提案していただきたいと思っています。具体的に念頭におくものとしては,地方制度調査会で仮に道州制になった場合に,どんなものが移っていくのかとについていろいろな議論がなされていますので,こういうものを道庁でも参考にしてできるだけ大胆な提案をしていただいて,それを内閣府としてもバックアップしながら進めていきたいと思っています。

(司会)ありがとうございました。それでは,どなたか。

- (県市町行財政室職員)ありがとうございました。一つお聞きしたいのですが,今回,北海道に権限を委譲した段階で,これは正直な話,道がやっても地域間格差がでてまずいだろうというようなものが出た場合に,今回は権限が中途半端だから,さらに権限を委譲しないといけないという議論があるかもわからないというお話でしたけれど,もうこれは道では賄いきれないから,国に返そうといったことができるようなルートというのは用意されるのでしょうか。
- (田中参事官)この法案では権限委譲を進めるということですが、評価というシステムを入れていますし、北海道庁でも評価をしていただきますので、何年かたった時に、北海道に移ったら全然できなくなってしまった、道民への住民サービスが逆に低下してしまったということがあった場合、さらに追加的に権限委譲すればうまくいくというのであれば、むしろ追加的に緊急に提案していただいてもいいのですが、これはどうもやりきれません、道としては、却って道民に迷惑をかけてしまうということであれば、その時には、もう一度、道内部なり本部で議論をしていただいて、国に戻すか戻さないかを考えなければいけません。しかし、先ほど申し上げましたように、関係市町村の意見をよく聴いて、道議会で議論してというプロセスをとっているのは、まさにそういうことがないように、できるだけ道内で議論を推し進めて、これならやれるということをよく考えてもって来てもらいたいという趣旨ですので、ギブアップすることのないように、内閣府としては、各省庁の尻を叩いてでも、委譲されたものが円滑に執行されるようにバックアップしていきたいと思っています。

(司会)よろしいでしょうか。他にどなたかいらっしゃいませんでしょうか。

- (県秘書広報局長)貴重なお話どうもありがとうございました。2点ほどお伺いしたいのですが, この法律が施行されて,北海道開発庁の将来的な姿はどういう感じになるのかと,もう1点, 話をお伺いしていて,結局,道庁自体が国の機関として役割を果たしていくのか,今までどおり,地方分権の自治的な役割を含んだ道州政府としての道の役割を果たすのか,中央指導の国の機関としての役割を果たしていくのか,そのへんをちょっと今可能な範囲内で結構ですからお話をいただければと思います。
- (田中参事官)北海道開発局の問題は,この法案を取りまとめる段階の最大の難関で,我々は北海 道開発局潰しの法案をやっているわけではなくて、二重行政の解消をするために、できるだけ 北海道でやれるものは、北海道に移した方がいいのではないのですかということを申し上げた のですが、一部には、これは北海道開発局つぶしであるということで、大変関係業者、団体の 方から反対の声もあったのです。それは、この法律と同時に総人件費改革が当時の行革担当大 臣,中馬大臣の方で進んでいまして,我々とは全然違う担当大臣としてやってこられたのです が,そこで小泉総理の意向もあり北海道開発局をかなり狙い打ちで厳しくやっておりましたの で、そういうところから道州制特区の名を借りて、北海道開発局に止めを刺すということでは ないのかという疑心暗鬼で,かなり関係者が反対に動かれた向きがあったのですが,我々とし ては,全然,いわゆる地方支部分部局改革法としてこれを考えているわけではありませんので, とにかく地方分権を推進して,国がやらなくていいものはどんどん移していく。結果として, 北海道開発局はスカスカになってしまって、組織として維持できないというのであれば、もっ と小さく北海道建設整備局あたりに組織変更してもらって,それでもまだスカスカになったら 東北圏と統合してもらうというのも将来的にはあるかもしれませんけれど、北海道開発局狙い 撃ちみたいなことは考えていないのです。これは,むしろ大きな国の地方支部分局のあり方の 見直しの中で考えていけばいいことだろうと思います。

それから,北海道庁を国の機関にするかということについて,将来の道州制をどうしていくかという議論の中では,道州政府のあり方というのは,仮に全部の国の地方機関が道州政府に統合されてしまった場合に,それがどういった性格のものになるかというのは,かなり自民党でも,地方制度調査会でも議論があるようですけど,我々は,現行の都道府県制を前提にして,可能な限り広域自治体に権限を移していこうとしていますので,かつてあった機関委任事務の復活とかそういうことは考えていません。まさに北海道が自らの事務として,責任を持ってやっていただけたらという形で,できる範囲でどんどん権限を委譲していくということがこの法律の枠組みであります。

(司会)他にご質問はございませんでしょうか。

(広島大学教授)これまで道州制一般に関する論議と今回の特区法案のような特殊ケースに関する 議論とは,並行して進められてきたというように理解しています。ところが最近になって,特 区法案のような特殊ケースの議論が先行し,先ほどのご説明にもありましたが、道州制そのも のについては「3年以内にビジョンをつくる」といったように少し後退した感じがするのです。 ちょうど内閣も交代しました。これを機会に「主従逆転」ではないのですが,道州制に関する 議論がもう一度前面に出てくることはあるのでしょうか。もっと有り体にいえば,場合によっ ては特区法案が廃止になることも考えられるのでしょうか。

(田中参事官)道州制特区法案は,既存の都道府県制を前提にしていますので,もし,道州制というものをやるということになって,既存の都道府県制の枠組みが全面的に変更されるようになった場合には,この法律は意味を失うということになります。ですから,それまでの間の一つの過渡期の法案ということが言えるかもしれません。この法案は,既存の枠組みの中で先行的にいろいろな実験をしてみて,どれぐらい地方分権がやってみればできるということを,一つひとつきちんと実験して証明していくということでありますので,これは今後,道州制ビジョンを考える際の一つの大きな材料になります。ただこれだけでは,当面,北海道という個別な地域の中での権限委譲ですので,これは一つの参考資料ということでありますけれども,道州制ビジョンをやるには,もっと全国的なレベルで議論をしなければいけませんし,それぞれの地域の特性によっても,委譲できるものできないものがあろうかと思いますので,大きなビジョンの検討の流れの中での,一つの有力な資料提供といいますか,情報提供として道州制特区の方もどんどん進めていかなければいけないと思っています。そういう関係であろうと思います。

(司会)他にございませんでしょうか。それでは,これで本日の地方分権懇話会を閉会したいと思います。田中参事官,大変ありがとうございました。今一度,盛大な拍手をお願いしたいと思います。田中参事官,本当にありがとうございました。

なお,次回の第4回地方分権懇話会は,来年1月19日(金)14時から,この同じ広島大学で,慶応義塾大学の小林良彰教授をお迎えして開催する予定にしております。本日の配布資料の中にもご案内を入れておりますので,どうか,多数の皆様のご参加をお待ちしております。以上を持ちまして,第3回地方分権懇話会を終了いたします。どうも,皆様,大変ありがとうございました。